

幼児教育・保育の無償化(区分、申請先、問い合わせ先一覧)

施設・事業	無償化の内容			申請先	問合せ先
	0～2歳児	満3歳児 1	3～5歳児 2		
新制度幼稚園、保育所、認定 こども園	市民税非課税世帯のみ 利用料無償		利用料無償	本年度は 申請不要 (こども支援課)	こども支援課
地域型保育(小規模保育、家 庭的保育、居宅訪問型保育、事 業所内保育)					
就学前の障害児の発達支援 4 5			利用者負担無償	申請不要	障害福祉課
未移行幼稚園		月額2.57万円まで利用料無償		幼稚園	こども支援課
幼稚園、認定こども園(1号)の預 かり保育 3 5		市民税非課税世 帯のみ月額1.6 3万円まで利用 料無償	上限月額1.13 万円まで利用料 無償	幼稚園 認定こども園	こども支援課
認可外保育施設 3 5	市民税非課税世帯のみ 月額4.2万円まで 利用料無償		月額3.7万円ま で 利用料無償	こども支援課	こども支援課
一時預かり事業、病児保育事業 3 5					

- 1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。
- 2 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- 3 無償化の対象となるのは保育が必要な子どもに限ります。
- 4 就学前の障害児の発達支援無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。
- 5 副食費の免除については対象外となります。